

○財務省告示第二百三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年六月十七日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年七月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第三百二十九回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に関する
法律（平成二十四年法律第百
一号）第二十一条並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

三 振替法の適用等

四 発行方法

の決定を受けた各申込みの応募

六

イ 発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

億 額
円 面
金 額
で 二
兆 六
千 六
百 九
十 五

う ち、 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規

定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

つ い て は、 額 面 金 額 で 四 百 四 十

九 億 五 千 六 百 二 十 万 円、 財 政 運

営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た

め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 す る

法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ

き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は、

額 面 金 額 で 二 兆 八 十 億 五 千 百 万

円（平成二十五年 度 予 算 分）、 特

別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六 条

第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た

利 付 国 債 に つ い て は、 額 面 金 額

で 二 百 七 十 億 六 千 六 百 五 十 万 円、

同 法 第 六 十 二 条 第 一 項 の 規 定 に

基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い

て は、 額 面 金 額 で 五 千 八 百 九 十

四 億 二 千 六 百 三 十 万 円

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

い て、 額 面 金 額 で 二 十 四 億 七 千

百 万 円（平成二十五年 度 予 算 分）

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

い て、 額 面 金 額 で 二 十 四 億 七 千

百 万 円（平成二十五年 度 予 算 分）

ロ

札 非
発 競
行 争
入

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

い て、 額 面 金 額 で 二 十 四 億 七 千

百 万 円（平成二十五年 度 予 算 分）

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

ハ

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 I
非 価 格 競

に 関 す る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ

い て、 額 面 金 額 で 二 十 四 億 七 千

百 万 円（平成二十五年 度 予 算 分）

財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を

図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に

関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定

十 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 払 込 金 額					二 争 入 札 発 行																							
			争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II	特 別 参 加	国 債 市 場														
平成二十五年六月十七日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	五 万 円				七 千 四 百 四 十 億 四 千 六 百 五 十				二 千 二 百 七 十 五 億 二 千 四 十 八 万				八 千 七 百 三 十 九 万 六 千				二 十 万 七 千 三 百 三 十 九 万 六 千				二 兆 六 千 七 百 二 十 億 九 千 八 百 九				で 二 千 五 百 四 十 二 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六	三 億 円 （ 平 成 二 十 五 年 度 予 算 分 ）	い て 、 額 面 金 額 で 二 千 二 百 七 十

十 十
三 二

ロ イ 一

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 入 行 争 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格

厘 額 厘 額
面 以 面
金 上 金
額 の 額
百 所 百
円 れ 円
に ぞ に
つ つ
き の き
百 応 百
円 募 円
九 価 九
銭 格 銭
七 五

(一) 年
○ ・ 二 パーセント
は、募入決定の通知を受け
式により払込金額に追加
十号に規定する期日に
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その
係る所得税が源泉徴収に
もとのとて振替口座簿の
座に記載又は前記(一)の
にり算出た金額から該金
額に百分の二十・三・五
をじ発行時にあたし、取
得する者

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元金支額
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

が非居住者又は外国法人である
る場合は、前記(一)の算式に
より算出した金額に当該非居
住者又は外国法人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額)を控除することができる。

平成二十五年十二月十五日を支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払い期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を払う。

平成二十七年六月十五日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年六月十七日